

各消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部取引指導課長
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則、消費生活協同組合法施行規程及び消費
生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

なお、本通知及び送付資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 平成 30 年 11 月 1 日付社援協発 1101 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知 (写)
- 2 平成 30 年 10 月 29 日付厚生労働省令第 130 号 (別紙 1)
- 3 平成 30 年 10 月 29 日付厚生労働省告示第 371 号 (別紙 2)
- 4 平成 30 年 10 月 29 日付厚生労働省告示第 372 号 (別紙 3)
- 5 官報

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当
電話：03 (5388) 3060
FAX : 03 (5388) 1332
E-mail:S000058(at)section.metro.tokyo.jp